

キチンと休憩時間はとろう 権利は行使しないとなくなる

12月に入り郵便職場は年末繁忙期へと突入します。職場は人員が足りていない状態で業務をこなしており、ここから更に業務量が増加すると息つく暇も無い労働が予想されます。そうなると、時間前着手や休憩時間中の作業、就業時間後等のタダ働きが多発することが予想されます。例えどのようなことがあったとしても、タダ働きは根絶されなければなりません。

休憩時間はしっかりとることで作業にメリハリが

当局の勤務時間管理が徹底されていないことにより、休憩時間をとるのは個人に委ねられてしまっています。そのため一部には無理をした結果、身体に不調をきたした方がいます。

集配には、過重労働で体調を崩した方がいますし、郵便内務でも、休憩を取ってしまうと後の勤務帯の方になるから休憩を惜しんで作業し、身体を痛めてしまった方がいます。この二つの事例はその後の人生に影響を与えかねない程身体を壊してしまいました。人によっては、「タダ働きは自分でやっているの

職場のためにも

今日よりも未来の
何故休憩時を削って作業するのかといえば、労働量に対して人員が足りてないことから発生しています。郵政ユニオンは必要な人員を確保すること、タダ働きをなくす方策を定めるよう

今日よりも未来の

だから個人責任」という意見もありますが、誰もがタダ働きをしたくないのに、タダ働きをせざるを得ないところに問題があります。

郵政20条裁判の日程

- 12月22日（木）郵政20条集団訴訟
東京地裁510号法廷10時30分
- 12月22日（木）郵政20条追加訴訟
東京地裁709号法廷11時30分

会社を求めていますが、それと同時に個人の取り組みも必要です。タダ働きは目の前の作業を片付けるのに簡単な対処方ですが、巡り巡って自分の体に還ってきます。それだけでなく、タダ働きを行なう労働者が増える、タダ働きが当たり前の職場に変わってしまします。たとえ日々の業務が大変でも、自身の身体の健康と働く職場を健全にするためにも、休憩・休息时间は取っていきましょう。

